

岩手県後期高齢者医療広域連合決算要領の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 292条において準用する同法第 233条第 6 項の規定により、次の決算の要領を別添のとおり公表します。

令和 5 年11月29日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 山 本 正 徳



- 1 令和 4 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 4 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算